

Title	市民社会の構造原理としての契約
Author(s)	大木, 英夫
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, No.12, 1998.3 : 48-61
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=3449
Rights	

SERVE

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

市民社会の構造原理としての契約

大木 英夫

私が話をしようと思うのは、「市民社会の構造原理としての契約」という題であります。

リンゼイは二〇世紀の初頭の政治哲学者、または社会倫理学者であり、私もそれに似た分野を専門としておりますので非常に関心を持っているわけですが、その人の思想の中に入ってきている歴史的認識、この思想の源流に私は興味を持っているわけです。

ご承知のように、私はピューリタニズムに関する、特に契約神学についての学位論文をラインホルド・ニーバーのもとで書きました。そういう点でピューリタニズムの実態に多少触れてきた者ではありますが、そこからこの源流を見ても、つまり定義から入るのではなくて、源流に遡ってそこで見る、こういうやり方もあるのではないかと思ひまして、私の場合にはその後の方でいこうかと思っております。

ロックの歴史把握の現代的妥当性

(1) マルクスからロックへの反転

まず、「ロックの歴史把握の現代的妥当性」ということを書いておきましたが、先程、加藤先生からもそのあたりに

触れてお話がありましたように、現代で不思議なほどにこのロックが戻ってきた、マルクスが退場していくのに合わせてロックが戻ってきたような感じを私は受けております。非常に具体的な例を挙げますと、朝鮮民主主義人民共和国の労働党書記のファン・ジャンヨプという人が亡命し、新聞・テレビなどを賑わしている事件の主人公となったわけですが、この人の書いたものといわれるものの中に「資本主義と社会主義の対立などではない。むしろ資本主義と封建主義の対立だ」という主張があります。私はこの政治の現場に身を置いて思索する人に興味があるのですが、この人が言うことを「なるほど」と思つて聞きました。

このあたりの事情は、聖学院大学の政治経済学部の鐸木昌之助教授が外務省と内閣調査室の依頼によつて北京大使館で北朝鮮事情を研究して二年ほど行つておられ、詳しいのですが、この人が、関係を持った人が実はこのファン書記と一緒に亡命をし、あるいはそれを準備した人なのです。鐸木昌之助教授は、聖学院大学総合研究所の「デモクラシーの研究」の研究会で北朝鮮の政治状況について大変優れた分析をされました。私はそれに非常に教えられたのでありますが、この人によりますと、北朝鮮は首領を父とし人民を子として一つの大家庭を成しているという意識によつてできた擬制としての大家庭、それが北朝鮮式社会主義にほかなりません。これがこのファン書記の言葉によつて公的に裏付けられたのです。

資本主義から社会主義へという、いわゆるマルクス主義的な見方がありますが、北朝鮮にはおいては、そういうものは虚構に過ぎないということを言っているのだらうと思うのです。「封建主義と資本主義との対立」という言葉よりも、この実態に即して言うならば、むしろ封建社会と市民社会といえますか、封建社会的なものと市民社会的なものとの対

立、と言う方が正確ではないかと感じているわけです。この歴史的な対立構図が、私はジョン・ロックにおいて極めて鮮明に把握された。これがジョン・ロックの思想史的意義であると見ているわけでありませう。

(2) 歴史哲学者としてのロック

こういう言い方は今まで恐らく日本では用いられたことはないかと思うのですが、あえてチャレンジングなことであるかもしれませんが、こういう見方を提示させていただきました。ジョン・ロックは私どもいわゆる文化系の人間には哲学史で経験論者として登場するのです。ロック、ヒュームというのはもう教科書的なものでありますが、私はどうもその教科書的な定型というものはイギリスの事情をとらえていないかと思ってきました。あれはどちらかというとドイツの哲学史的な見方なのです。カントにおいて素朴実在論と経験論とが総合されるということが来るわけがあります。そういう図式をあまり信用しない方ではありますが。背景となっているピューリタニズムの実態を見ながらロックを見直してみますと、結構歴史哲学者だと思っっているのです。この歴史哲学というのは、あまり難しいことを言わずに単純に「歴史の哲学的把握」というぐらいにしておこうと思ひます。

ロックは自らの方法を *historical plain method* という言い方をしました。これはなかなか含蓄がありまして、これが何を意味するか。私は今日の哲学の人が、ロック研究者がどのように解釈しているのか、これも知りませんが、ヘーゲルの歴史哲学も大変興味深いものですが、ヘーゲルとはちがってこのジョン・ロックの *historical plain method* という方法でロックの思想は相当歴史的現実をつかんでいると思ひます。ロックはその歴史的現実を哲学的に把握してい

る。ここがロックの思想の素晴らしさであるかと思っております。ちなみに私は、ロックの思想がわたしの主たる研究テーマではなくて、ロックの前の時代が専門でありますから、間違いが多いかもしれませんが、後でご指摘をいただければと思っております。

この歴史哲学は一七世紀英国のピューリタンたちが用いていた、私の言葉で言うところの「歴史の神学」となりますが、この歴史神学のコンテキストにおいてロックは考えているのです。その一例として、彼の思想において非常に重要なのは聖書の歴史の概念なのです。ご承知のように、ロックの著作にはアダムが出てきたり、聖書の歴史のいろいろなものが登場してまいります。これは『統治二論』にも出てまいりますし、彼の書くもの至るところに出てまいります。これはピューリタンの歴史の把握のやり方を継承したものです。

私は、この歴史の把握が極めて鮮明に出ているのは『統治二論』であると思います。実はロックには若い時に書いた似たような論文があるのです。これもピューリタニズムを問題にしていた。いわゆるアデイスフォラ、つまり、あまり重要でない無規定の事柄——これは神学上の議論ですけれども——を国の政権者が規定していかどうかという、問題なのです。そのころのロックと、この『統治二論』Two treatises of governmentを比べるとどうも内容が違っているという説があるわけですが、私はこの『統治二論』は非常にピューリタンの含みで歴史哲学的だと見ております。

アメリカでもそうですが、日本でもこの『統治二論』のうち第一論文はあまり取り上げられないのですが、私にはこれが非常に面白いのです。これはフィルマーというアングリカンの絶対王制のイデオログとの論争です。イデオログといってもフィルマー実は大した人物ではないのです。当時はもっと立派なイデオログ、錚々たるイデオログた

ちが出ていたのです。しかし、このフィルマーという人をロックは議論の相手に取り上げました。恐らくこれはロックの作戦だと思うのです。非常に取り上げやすい人物だと思ったのではないか。それからもう一つは、乗り越えられるべき過去の代表者としての典型的な姿を持っている。そういう意味で、戦略的にこの人物を選んだと思います。このフィルマーはロックのお蔭で脚光を浴びるようになりました。現在でも学生用のテキストに使われていて新しい版が出るようになりました。

フィルマーの議論はその題に出ております。Patriarcha と言つのです。ペイトリアークというのは、聖書に出てくるアダム、アブラハム、イサク、こついつのをみんなペイトリアークといつのです。その副題がまた面白いのですが、The Natural Power of Kings Defended against the Unnatural Liberty of the People. と「natural」は当時のスプレイングでダブルのー(エル)になっています、こついつ題なのですが、Unnatural Liberty といつのは非常に面白いと思います。この自由といつのは自然に反している自由だ。臣民が特にピューリタン革命の時はおのチャールズ一世を殺すほどまでいくわけですから、これはいけないといつ思いが滲み出ているよつな題であります。フィルマーは、スチュアートの絶対主義を擁護する、こついつこつで一生懸命この論文を書いたわけであります。

バートランド・ラッセルは有名な『西洋哲学史』におきまして、第二次大戦に至るまで日本には絶対主義的君主専制政治が残存したといつことを指摘してこつ書いています。「スチュワート王朝期のイングランドはこの段階を通り過ごしてしまつたのだが、近代日本はまだその域を通過しきつていない」。しかし、この同じ問題をファン書記の談話は北朝鮮においてもそれがあつたことを暴露しているのです。本当の問題は、封建社会的なものが乗り越えられないといつ

言うのです。日本でも今なお乗り越えられないでいるのかもしれないが、イギリスも同じ問題をもっていただけのではありません。なかなかそこは乗り越えられない。アメリカは、これは乗り越えられたところから始まっていますからフィルムマーナしてやっている国です。

フィルムマーの基本的な考え方はこの Patriarcha という題に出ているのでありますが、それは父と子の自然的な秩序に基づく社会理論であります。フィルムマーも自然法概念を使うのですが、この自然法の中身が違います。それに対して、ロックも自然法を使うのですが、自然法をもって同じ自然法の舞台で争うわけでありますが、このジョン・ロックの場合には別の社会理論を持っております。これが「契約社会」理論であって、これが私のきょうの表題となるわけであり
ます。

契約社会としての市民社会

二番目に「契約社会としての市民社会」ということでありますが、今、「市民社会」の定義につきましてご指摘がありました。私も全くそのとおりだと思っているわけですが、私は昔、雑誌で平田清明という人と対談したことがあり、平田先生が、当時岩波書店から出して話題となった『市民社会と社会主義』という本を贈っていただいたことがあります。「市民社会」ということを議論する先生がいるのだなと思ひまして、興味を持って読みました。平田先生はマルクスの研究から出発して市民社会を明らかにしようとしておられました。しかし、私は平田先生の問題意識に敬意をもつて学ばせて頂いたのですが思想史的にみますと市民社会思想の始まりをルソーにみようとしたりたため非常に複雑している

という印象を禁じ得なかつたのでした。しかし、源流に遡ってみると案外これは平明な議論であつて、あの時代は極めて分かりやすい議論だつたと私は感じているのです。その原点に遡るのがいいのではないかと私は思っているわけでありませう。

単純に申しますと、「自然的から市民的へ」と書きましたが、『統治二論』の第二論文においてロックは、基本的には自然状態と戦争状態という弁証法的關係を提示しますね。これの目的は何かというと、スチュワート絶対主義体制のロジックを根底から崩す発想をもつて——ロックも自然法によつてはいるのですが——スチュワート絶対主義の自然法主義を切り崩そうとしたと思うのであります。実際にはそういう議論がヘンリー・パーカー以来、ピューリタニズムの中にはずつとありました。それで国王の首を切るほどまでにいくわけです。この自然状態と戦争状態の弁証法的な關係、これはヘーゲルの『歴史哲学講義』で言うと、あの冒頭に出てくる自由論とか精神論にあたるものと思ひます。しかし、それよりもつと現実を把握する点ではいい仕組みだと思つております。自然をめぐるフィルマーとの相剋は、聖書的歴史の原初、つまりそれは創造された状態の解釈です。この点でジョン・ロックはホッブズとは全然違ふのです。ロックはそういう点でも聖書主義的なのです。

私は、ホッブズは歴史の現実と存在をもつて取り組んだというよりも、歴史の何となく傍觀者として哲学したと思つてゐるのです。コミットメントがない。しかしジョン・ロックはお父さんがピューリタンでありますから、少年時代から何となく逃げられないという感じであつたと思ひます。歴史にコミットしました。ロックは、フィルマーにおいては父と子の秩序の法としての自然法を自己保存という考え方を基礎づけるものに轉換します。いわば自然法は、秩序の法

ではなくて、権利を擁護する法になります。これを自然状態と戦争状態の弁証法を使ってやるわけです。ですから、権利概念というものが発生してくる。これは、国王が攻撃を仕掛けたならば自己保存の権利があるのだというのが革命のロジックになるわけですが、こういう「権利を守る」という意識はピューリタニズムの中で出来上がっております。それを哲学的に把握し直す。そういうことをジョン・ロックはしたわけであります。

プロパティをめぐる議論もそれに関係するのです。プロパティの議論で一番重要なことは、第1のプロパティは人身のプロパティです。お金があるかないかということではなくて、基本的には自分の人格そのものが固有のものとして持っている身体、これがプロパティなのです。こういう権利保存のための仕組みとして「市民社会」の発生が論理的に基礎づけられた。この自然権は英国人の伝統的な財産権とは違うということです。ここにはピューリタニズムの背景があります。ですから、いわゆる概念的に「マグナ・カルタ」、それから「権利誓願」へと概念的なやり方で言って、例えばA・D・リンゼイがとらえているようなレインバラ大佐の有名な発言、「小さい子の一人であっても生きる命を持っている」というあの考え方は権利誓願的な考え方と違うのです。私はそういう点で、そういう概念的なつながりでの理解はできないのではないかと見ております。

「市民社会の構造原理としての契約」の内容について少し話しますと、この市民社会の構造原理は、フィルマーにおける自然的秩序ではなくて契約的秩序でありまして、この契約の思想はピューリタンの契約神学に由来します。ロンドン大学のニューカレッジで教えていたナトールという有名なピューリタン研究者がいたのですが、このナトールと会って私は契約神学の研究をしていましたからそれをいろいろ話をしたのですが、ナトールは「契約」というのは十七世紀には

空気の中にあつた」と言うのです。そういう言い方をしたので、私はその時代の専門家というのはそのように見るのかと思いましたが、契約の思想というのはその時代の空気の中にあるほどの共通語であつた、その時代の言葉であつたということです。ロックはそれを用いたわけでありませんが、ただ用い方において優れていたと思います。

この「契約」ということは、人格的な自由を前提とします。またこの契約概念は、旧約聖書の「約」は契約の約、新約聖書の「約」は新しい契約の約であるように契約概念は極めて聖書的、または神学的な性質を持つものです。神と人間との関係も契約、人間と人間との関係も契約です。イスラエルは契約的な社会だといわれますが、この契約は中世社会におけるフィールテュー（忠誠契約）とは違うということです。ですから、そういうものと概念的に結び付けると非常に混乱が起こるのではないかと私は思っているわけがあります。

一七世紀の英国は、ピューリタン革命（一六四二年～四九年）から共和制の六〇年まで、それから八九年の名譽革命といわれるものに至るまで革命的な変動、いわば近代最初の革命的な変動を経験してまいりました。そういうことから、一七世紀英国においては中世の中から近代が生まれ出ようとする産みの苦しみといえますか、もがいているような状態であつたと思うのです。そういう中でフィルマーとロックの思想的対決が理解されるべきではないか。

教会史的に申しますと、それはアングリカンとピューリタンの相剋だということでありました。政治学的に言うと、絶対主義からデモクラシーへ、あるいは絶対主義から共和制へという転換、と言えるかもしれません。哲学的に言うならば、契約が人格的自由を前提する限り、フィルマー的な「自然」からロック的な「自由」へという形而上学的な転換だと言うこともできると思います。市民社会は自然的なア・プリオリなものではなくて、自由に基づく自由の契約によつ

てア・ポステリオリに構成された社会である。こういう基本性格を持っている。ロックには、自然的なものから市民的なものへ、という性格が出ていると思います。

Free Voluntary Society——市民社会の原型

まず「近代化の深層構造」ということを言いたいのですが、「近代化」ということは、これもいろいろ概念的には非常に混乱して使用されていますが、もしもそれがヨーロッパの起源を持つ世界的変動であるとするならば、ヨーロッパにおける中世から近代への変化、と規定することができます。あるいは、そこから出発するということができると思います。トレルチは中世を *corpus Christianum* という仕方にとらえました。この *corpus* というのは有機体であります。近代化という社会変化は、現代のアングリカンの神学者であり社会学者であるデイリントンという人に従います。有機的な社会から契約的社会への転換だ、と言うのです。

このデイリントンという人はアングリカンでありますから、今でもアングリカンは有機的な教会理解が好きなのです。コルプス・クリスチアヌムではなくてコルプス・クリスチつまり「キリストの体」という、これは神学的に深みのある概念でありますけれども、このデイリストンの言うことによりますと、今でもイングランドはその辺が決着が付いていないようなのです。日本の社会でも同様です。古い時代が残っておりますから、新しい時代、つまり契約的な社会はどうしてできるのかという問題があると思います。アメリカは基本的にロックの思想に影響されているということを言ったのはルイス・ハーツという人であります。ハーバードのアメリカ史の学者であります。『アメリカ自由主義の

伝統」のなかで、「アメリカでは封建社会が近代社会」に位置づけられています。だからロックの『統治二論』でいえば第一論文は必要ないのです。しかし私は、日本とか東アジアとか英国とか、これは第一論文と第二論文でとらえなければこの転換を把握することはできないと思います。

次に「Free Voluntary Society」としての教会」についてですが、これが私のきょうの結論部分になります。ロックはこの近代化がどういうものであるかということをとらえた歴史哲学者であると言うことができると思いますが、それはなぜかという点、ロックが「トレレーション」ということを最初に打ち出したということにあります。最初に打ち出したということは、ここにはジョン・ミルトン学者もいらっしやいますから、そう言う、「いや、ジョン・ミルトンが先だ」と言われると思いますが、まことにそのとおりであります。しかし、この「トレレーション」ということをこれほどはつきり言って、これがまた制度化していくのに基本的な枠組みをつくるころまで考えている、これはロックであります。彼が書いた有名な、『トレレーションに関する手紙』があります。これはロックを理解するときに非常に重要な論文だと私は理解しております。これが基礎にないと『統治二論』も分からないのではないかと思うほど重要なものと思うのですが、その中で彼が見ているのは何かという点、教会を Free Voluntary Society としてとらえたという点です。教会にこの Society という言葉を使うのです。

今日の言葉で言うなら voluntary association という言葉です。この言葉を中世の社会、コルプス・クリスチアヌムとの対比において考えるならば、大変新しい社会相です。このコルプス・クリスチアヌムは、別様に言えば、コンスタンチヌス体制です。教皇が上であるか皇帝が下であるか上であるか、こういう議論はありますけれども、基本的にコル

プス・クリスタナムという体制ができておりました。

ところが、イギリスにおいてはこのコルプス・クリスタナム体制、有機的な社会とが壊されて新しい教会が出現するのです。そこに書きました「*cuius regio, eius religio*」というのは、これはアウグスブルグ「平和」とかウエストファリアの「平和」で使った概念ですが、古い体制をただ国々に分割しただけであって、古いものが残りました。アングリカン体制というのはその典型なのです。そういう意味で、イギリスには古いコルプス・クリスタナム体制が残り、そしてイギリスのパリシュという制度の中で機能しておりました。アングリカンはそれを維持しようとした。ところが、その中からピューリタンの、いわゆる *Free voluntary association* といわれるような新しい教会が現れ出るので、これが先程のお話にありましたようなコングリゲーションです。パリシュからコングリゲーションへと表現できると思います。

この「パリシュからコングリゲーションへ」ということについては私は十分時間を取って説明したいと思いましたが、それはできませんので割愛させていただきますが、注目すべきことはこの *Free Voluntary Society* が、一七世紀のイギリスに現れ、ロックの時代はもう否定できないほどのリアリティとなっていたということです。驚くべきことは、その *Free Voluntary Society* でアングリカンまで解釈しようとはします。ただ、その *Free Voluntary Society* とどうか、トレレーションを壊すようになる思想団体、つまりカトリックとか無神論とかは、トレレーションに入れないと言うのです。これも非常に含蓄のある見方でありますが、いずれにせよ、そういうことがパリシュの中から新しい動きが出現したことを示しているわけです。アングリカンのとりましてはガン細胞みたいなものであったであらうでしょう。しかし、

別の観点から言うと、古い体の中に新しい社会が芽生えているということ。こういうのがイギリスの社会の中に起こりました。その歴史的リアリティをこのジョン・ロックははっきりと哲学的に把握したのです。これがトレレーションに関する手紙に表現されています。

ジョン・ロックについては、加藤先生が「宗教的基礎」という題の付いた論文を書いておられて大変興味深く拝見したのですが、たしかにロック思想には宗教的基礎がある、それは全くそのとおりでありまして、ただそれはコングリゲーションというものが現れ出ている、その内容事態は変わってきているということだと思えます。しかしアングリカンの側で否定的にとらえても一向に差し支えない。フィルマーのようにとらえても一向に差し支えない。相剋があるわけでありまして。しかし、ロックはそれをピューリタン・コングリゲーションの側で背定的にとらえ直したのです。これが素晴らしいです。そして、彼は宗教的なものを非常に重んじたからそれが究極的な重要性を持つ。Political Societyと言つにせよ、Civil Societyと言つにせよ、政治的仕組みを一次的に位置づけたのです。それはプロパティを維持するためなのです。

それは昔のコルパス・クリスチアナム時代に考えていた体制とは非常に違います。いわんやドイツの中にあるシュタートという考え方と非常に違うのです。そのシュタートという考え方に反対したのが、戦争中の「I believe in Democracy」のリンゼイ博士。

結論として、Civil Societyの原型となっているのはFree voluntary Society、教会であると云うことです。私の結論は、Civil Societyは教会の原理を使ってやっつて、限定された第二次的な役割を果たすけれども、このCivil Societyは

うまく完成はできないのではないか、こういう考えです。そこに Civil Society の困難があるのであって、日本ではだから昔風の国に戻りたくなる。デモクラシーとか自由なる社会というのは、いつでもインターベグナムの運命に脅かされていくというのが私の感じなのです。この感想をむかしわたしは小著『ピューリタン——近代化の精神構造』で書いたことがあります。これでわたしの話しは終わりにしたいと思います。